

野田市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定により令和3年8月27日付けで提出された野田市職員措置請求書について、同条第5項の規定により監査を実施したので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和3年10月29日

野田市監査委員 栗 林 徹  
同 新 井 栄 子  
同 深 津 憲 一

# 野田市職員措置請求に係る監査結果

住民監査請求（地方自治法第242条）

令和3年10月25日

野田市監査委員



## 第1 請求の受理

1 請求人  
(省略)

2 請求の要旨  
(以下原文のまま掲載)

### I 請求の要旨

#### 1. 違法不当の事実

- (1) 令和2年11月16日付で野田市国際交流協会（以下、「国際交流協会」という）より野田市国際交流協会補助金概算払請求書を野田市長宛てに提出し（事実証明書1）、野田市長は令和2年12月10日付で国際交流協会に対し野田市国際交流協会補助金350,000円を違法不当に支出した（事実証明書2）。
- (2) 野田市長は国際交流協会に対し野田市国際交流補助金の返還金の徴収を違法不当に怠っている（事実証明書6）。

#### 2. 違法不当とする理由

- (1) 野田市補助金等交付規則第9条は「交付決定者は当該決定に係る事業が終了したときは、速やかに補助金等実績報告書を市長に提出しなければならない」と定め、第10条は「市長は実績報告書を受領したときは、その内容を審査し適正と認めるときは交付すべき補助金等の額を確定し補助金等交付額確定通知書により交付決定者に通知するものとする」と定めている。  
また、同第13条は「市長は補助金等の使途の適正を期するため事業終了後に監査を行うものとする」とし、同条2項では「監査は市長が指名する職員に行わせるものとする」とし、更に同条3項では「監査を行った職員は速やかに監査報告書を作成し市長に報告しなければならない」と定めている。  
しかし、野田市長はこれら各条に定められた事務を適正に行っていないことは以下の①、②、③、④、⑤、⑥、⑦の事実から明らかである。

- ① 請求者が令和3年7月26日および27日の2回に分けて令和2年度における野田市国際交流協会補助金に関する一連の行政文書の開示請求を行ったところ、同月29日午前11時50分頃、野田市職員からの架電があり「監査報告書は国際交流協会の総会資料に含まれており、同総会資料を国際交流協会補助金実績報告書（以下、「本件実績報告書」という）の添付資料として提出してもらっているため監査報告書単独の開示請求は取り下げて欲しい」との教示とお願いを受けた（事実証明書3）。

尚、取り下げの了承をしたところ野田市総務課によって当該請求についてのみ職権取り下げ処理（強制完了処理）が行われた（事実証明書4）。

- ② 令和3年8月10日付で開示された本件実績報告書に添付された国際交流協会の総会資料には、国際交流協会監事\*\*\*\*\*および同\*\*\*2名によ

る2021年4月14日付での署名押印のある2020年度会計監査結果報告書（以下、「本件会計監査結果報告書」という）（事実証明書5）があったが、これが野田市補助金等交付規則の定める職員が監査し作成した監査報告書ではないことは明らかである。

- ③ 仮に野田市補助金等交付規則第13条3項が定める監査報告書が存在したとしても、野田市監査基準を定める規定（野田市監査委員規程第1号）第3条は監査委員が行う監査等の範囲及び目的として財政援助団体等監査を上げ「補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査する」としているところ、野田市国際交流協会補助金について監査委員は監査していないから監査が適正に行われたとは言えない。
  - ④ 仮に野田市補助金等交付規則第13条2項が定める市長が指名する職員とは監査委員ではなく野田市企画調整課の職員であるとしても、国際交流協会の事務局を同課が務めているのであるから同課の職員による監査ではその監査が適正に行われたとは言えない。
  - ⑤ 野田市補助金等交付規則第10条が「市長は実績報告書を受領したときは、その内容を審査し適正と認めるときは交付すべき補助金等の額を確定し補助金等交付額確定通知書により交付決定者に通知するものとする」と定め、同第13条が「市長は補助金等の使途の適正を期するため、事業終了後に監査を行うものとする」と定めていることに照らせば、領収書等の書証の添付がない本件実績報告書によってはこれら両条の目的を達成することは到底出来ないから、この点からも野田市国際交流協会補助金についての監査に加えて額の確定も適正に行われたとは言えない。  
これは、請求者が代表を務める市民活動団体が平成29年度、30年度、令和元年度に野田市長から野田市市民活動団体支援補助金の交付を受け実績報告書の提出をした事例では、補助金の使途の適正を期するため担当課から各年度共に領収書等の書証の提出を求められている事実からも明らかである。
  - ⑥ また、国際交流協会も請求者が代表を務める市民活動団体のいずれも野田市市民活動支援センターに登録された同様の任意団体であるにも関わらず、補助金の使途の証明に関して明らかに異なる扱いがされていることとなり、これは憲法が定める平等原則および比例原則に反し違法と言わざるを得ない。
  - ⑦ 野田市長は野田市国際交流協会補助金の内、領収書等の書証によって使途の証明がされていない交付確定額97,913円（事実証明書6）に相当する部分について返還を求めている。
- (2) よって、国際交流協会に交付された概算払金350,000円の内、本件実績報告書の提出を受けて令和3年4月28日付で野田市長が確定した交付確定

額 97,913 円の補助金は違法不当に支出されたものであることは明らかである。

また、同交付確定額 97,913 円の補助金についても返還を求める義務があるところ違法不当に怠っていることも明らかである。

### 3. 損害額

金 97,913 円が損害額となる（以下、「本件損害額」という）。

### 4. 求める措置

(1) 野田市監査委員は、野田市長に対し本件損害額の補填の勧告をすることを求める。

(2) 野田市監査委員は、野田市長に対し補助金交付事務の適正実施の勧告をすることを求める。

### 3 請求人の提出証拠（事実証明書）（省略）

事実証明書 1：野田市国際交流協会補助金概算払請求書

事実証明書 2：支出命令決議票（令和 2 年 1 月 16 日付企画調整課起票）

事実証明書 3：電話メモ

事実証明書 4：ちば電子申請サービス申込内容照会

事実証明書 5：2020 年度会計監査結果報告書

事実証明書 6：野田市国際交流協会補助金交付額確定通知書

### 4 請求の受理

本件請求は、令和 3 年 8 月 27 日付けで提出され、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条所定の要件を具備しているものと認め、同月 31 日付けで受理した。

## 第 2 監査の実施

### 1 監査の対象事項

請求の趣旨から、市長が令和 2 年 1 月 10 日に野田市国際交流協会（以下「協会」という。）に対し野田市国際交流協会補助金 350,000 円を概算払により支出し、協会より提出された実績報告書により令和 3 年 4 月 28 日に確定した交付確定額 97,913 円の支出が法第 242 条第 1 項に規定する「違法若しくは不当な公金の支出」に当たるかどうかについて、野田市監査基準を定める規程（令和 2 年野田市監査委員規程第 1 号。以下「規程」という。）に準拠して監査を行った。

なお、措置請求の「(2) 野田市監査委員は、野田市長に対し補助金交付事務の適正実施の勧告をすることを求める。」については、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実とは認められず、法第 242 条に規定する住民監査請求の要件を欠くものと判断して、監査対象事項から除外した。

### 2 監査対象部局

企画財政部を監査対象部局とした。

### 3 資料の提出及び陳述

法第199条第8項の規定により、関係職員に關係書類の提出を求め、令和3年9月27日に陳述の聴取を行った。

(陳述の聴取出席職員) 企画財政部長、企画調整課長、企画調整課長補佐、企画調整課副主幹兼調整係長、企画調整課主査

### 4 請求人の証拠提出及び陳述

法第242条第7項の規定により、請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を設けた。請求人は指定日時での陳述の意向がないことから、令和3年9月13日に「陳述書」の提出により補足説明がなされるとともに新たに次の証拠が提出された。

#### (1) 新たに提出された証拠 (省略)

証拠1：補助金交付適正確認書

証拠2：野田市市民活動団体支援補助金交付額確定通知書

証拠3：野田市国際交流協会会則

#### (2) 陳述の要旨

(以下陳述書の内容を原文のまま掲載)

昨年来の新型コロナウイルス感染拡大状況下でありますので用心して書面による陳述とさせていただきます。

今回の野田市職員措置請求は、野田市国際交流協会補助金交付事務の例によって野田市行政における事務の不統一の一端について問題提起したものです。

野田市において事務の不統一の問題は、今回指摘した補助金交付事務に限らず多々存在し、何故そうになってしまうのか一市民から見て不思議でなりません。これは野田市の過度な縦割り体質と条例・規則の構成・内容の不味さに真因があるのではないかと感じるどころですが推測の域を出ません。

事務の不統一は一般事務においては事務効率を下げ、補助金交付事務のような申請者に利益を与える事務では市民はそれに不信感を抱かざるを得なくなります。是非とも根本的な改善をしていただきたいものです。

前置きが長くなりましたが、本陳述書では追加の証拠を交えながら先に提出した野田市職員措置請求書での主張について補足説明をいたします。

#### ① 監査報告書も交付額確定をすることの根拠となる文書

関係条例は、事業終了後速やかな補助金等実績報告書の提出と事業終了後の監査報告書の提出をセットで定めているから補助金等実績報告書のみならず監査報告書も交付額確定の根拠となる文書であることは明らかです。

これは、請求者が代表を務める市民団体が野田市市民活動団体支援補助金の交付を受けた時、補助金実績報告書の提出を受けて担当課が令和2年2月17日付で補助金交付適正確認書(同補助金に関する監査報告書で野田市総務課から説明あり)を作成し(証拠1)、野田市長が同年2月21日付で野田市市民活動団体支援補助金交付額確定通知書を作成している事例(証拠2)により証明できます。

よって、領収書等の書証により用途の証明が無い補助金等実績報告書に基づく監査では、適正な監査が行われたとは言えないし、続く補助金交付額の決定も適正なものであるとは言えません。

② 企画調整課による監査ではその監査等は不適切

野田市国際交流協会会則の第17条は「協会の事務局を、暫定的に野田市企画財政部企画調整課に置く」と平成9年5月18日以来定め実に今年で24年間の長期に亘り企画調整課が野田市国際交流協会の事務局を“暫定的に”務めています（証拠3）。この様な状況を受けて同協会の現会長は依存体質を少しでも改善すべく“同課が事務局事務として行っている会計事務”を同協会に移そうと協会員と調整されていると請求者は漏れ聞いています。また、野田市における事務執行体制は職員個人への紐付けではなく組織として事務執行にあたっているところあるごとに市当局から請求者は説明をされてきました。

つまり同協会の会計事務も特定の職員ではなく企画調整課という組織によってされているのです。

令和2年度の野田市農業資材対策協議会に対する監査において、野田市監査委員は所管部門に対し「補助対象団体に対する補助金交付に関する事務は、“課内の別の職員が行う”など、事務の確認体制を改善すること」と要望されていました。しかし、これは野田市における事務執行体制について誤った認識をお持ちになられている為にされた不十分な要望であったと失礼ながら指摘いたします。

そもそも企画調整課が事務局を暫定的に引き受けたのは、同協会の立ち上げを支援するためと請求者は市当局から説明されています。ところが、コロナ禍前の平成元年度の決算書によれば、同協会の収入総額は4,547,159円（内補助金は350,000円）という事業規模にまで既に成長しており、同協会でも事務局を運営できないとはとても考えられません。それでも“暫定的に”と始めた事務局を企画調整課がいまだに続けている事実は、同課が同協会事務局事務と市事務を一体混同し職務に当たっている証拠と言えるでしょう。

請求者が監査報告書の開示請求をしたところ同協会の2020年度会計監査結果報告書がそれに当たるとしたことも、この様なことから納得がいったところです。また、領収書等の書証による用途の証明を求めている理由も同様に自明でしょう。

従って、企画調整課の課長を含む職員によってされた監査や続く補助金額確定が適切であると言えるはずがないのです。

## 5 監査対象部局の主張

### 【措置請求の内容】

- (1) 野田市長に対し本件損害額97,913円の補填の勧告を求める。
- (2) 野田市長に対し補助金交付事務の適正実施の勧告を求める。

### 【結論】

本件請求人（以下「請求人」という。）は、野田市国際交流協会（以下「協会」という。）に交付した令和2年度事業に係る国際交流協会補助金は、野田市補助金等交付規則（平成28年野田市規則第13号。以下「規則」という。）第10条に基づく



補助金等の額の確定及び規則第13条第1項に基づく事業の監査が適正に行われておらず、不当に支出したと主張している。

また、請求人が代表を務める市民活動団体が、野田市市民活動支援補助金の実績報告書を提出する際に領収書等の書証の提出を求められたのに対し、協会が当該補助金の実績報告書に領収書の添付を求められていないことは、市民活動支援センターに登録された同様の市民活動団体であるにもかかわらず、補助金の使途の証明に関して明らかに異なる取扱いを行っているとして、憲法が定める平等原則及び比例原則に反し、違法であると主張している。

しかし、協会については、本市の国際交流の中心的役割を担う公益性の高い団体であり、また交付した補助金については、提出された資料から補助目的に適合した使途に対して充当されていることを確認しており、支出に違法性は認められない。また、請求人は手続の不備を述べるのみであり、規則第12条に定める補助金の返還等に係る事由については示していないことから、補助金の返還を求めないことは違法不当であるという請求人の主張に理由はない。

なお、請求人が主張する補助金の手続に関する不備については、本補助金のみではなく、他の補助金においても交付手続に不適当な取扱いを確認したことから、規則等の見直しも含め、市として補助金の手続に関する事務の改善を進めていきたい。

#### 【事実説明】

本件補助金については、令和2年10月5日付けで協会から規則（証拠1）第3条及び野田市国際交流協会補助金交付要綱（平成29年野田市告示第143号。以下「要綱」という。証拠2）第4条の規定に基づき補助金交付申請が提出され、同年11月9日付けで規則第4条に基づき交付の決定を行い、要綱第5条の規定により協会に通知した。

これを受け、同月16日付けで協会から規則第8条及び要綱第9条に基づき概算払の請求がされ、令和2年12月10日付けで支出している。

なお、本補助金については、年度内の事業全般に係る補助金のため、補助金の交付の運用について定める「補助金交付運用基準」（以下「運用基準」という。証拠3）7(1)のただし書に基づき、協会から令和3年3月31日付けで事業完了報告書が提出され、同日付けで履行の確認を行っている。また、令和3年4月21日付けで規則第9条及び要綱第10条の規定に基づく「令和2年度野田市国際交流協会補助金実績報告書」（証拠4）及び添付書類の事業実績報告書、収支決算書及び運用基準7(3)において補助金の事業費への充当状況を確認するため提出を求めている「財源内訳表（決算）」が提出されたことから、これらの資料により規則第10条に基づき額の確定（97,913円）を行い、同年4月28日付けで要綱第11条に基づき交付決定者に対し通知した。

しかし、運用基準7(3)で提出を求めることとされている、補助対象経費に係る支出の挙証資料となる領収書等は、企画調整課職員の運用基準の理解不足から提出を求めていなかったため、額の確定に必要な書類に不備があった。

なお、この額の確定による金額の変更に対しては、協会が同年5月18日付けで差額252,087円を振り込み、市会計管理者においても同月21日に入金が確認されており、適切に対応されている。

次に、本件補助金に関する規則第13条第1項に基づく監査については、同年4月28日に実施した。

監査に使用した事業実績報告書及び収支決算書については、同月25日に開催された2021年度野田市国際交流協会総会において承認が得られたものであるが、運用基準10(3)の「課長が団体の事務局長を兼ねている場合は、部長又は次長等で監査を行う」との規定の趣旨に反し、協会の事務局を務める企画調整課職員が実施してしまっている。

また、監査報告書として運用基準10(1)に基づき補助金交付適正確認書（証拠5）を作成しているが、請求人からの情報公開請求に当たり、企画調整課職員が監査報告書として認識しておらず、資料を誤認したことで適切に開示できなかったという問題が発生した。

なお、監査については、当該年度の補助金に係る事務は額の確定の時点で終了しているが、補助金の使途の適正を期するため、交付対象者の収支決算書等が確定した段階で再度実施しているものである。しかしながら、額の確定と同様の確認を行っているにすぎず、形骸化していることから、監査の実施については全庁的な問題として改善していきたいと考えている。

次に、補助金の使途の証明に関して明らかに異なる取扱いが行われ、憲法上の平等原則及び比例原則に反し違法であるという点については、企画調整課職員の運用基準に対する理解不足により、領収書の提出を求めていなかったことが理由であり、故意に団体ごとに差異を設けようとしていたものではないが、団体によって取扱いが異なることは適正ではないため、今後は差異が生じないような取扱いを行っていきたいと考えている。

最後に、今回の住民監査請求を受け、協会への補助金については、額の確定の際に適正な補助対象事業費への充当を確認しているが、改めて補助金に関する領収書の提出を求め、支出状況を確認した結果、補助金の使途が適正であることを再確認した。

（証拠6）

また、協会では、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により多くの事業を実施することができなかったが、野田市総合計画の「基本方針3国際交流の推進」の指標・目標値として参加人数の増を掲げている「国際交流フェスタ」の開催主体であり、また、市内小中学校等からの要請により国際理解教育を実施するなど、市民の多文化理解を促進する公益性の高い団体である。

（添付資料）（省略）

- ・証拠1 野田市補助金等交付規則
- ・証拠2 野田市国際交流協会補助金交付要綱
- ・証拠3 補助金交付運用基準
- ・証拠4 令和2年度野田市国際交流協会補助金実績報告書
- ・証拠5 補助金交付適正確認書
- ・証拠6 補助金に係る支出の挙証書類（領収書等）
- ・参考1 野田市市民活動団体支援補助金交付規則
- ・参考2 令和3年度実施分野田市市民活動団体支援補助金募集要項
- ・資料1 令和3年3月31日付けで協会から提出された補助事業完了報告書
- ・資料2 補助事業完了報告書が提出された際に履行確認をしたことを証する書類

### 第3 監査の結果

#### 1 事実関係の確認

##### (1) 協会について

協会は、野田市において国際交流の促進を図ることにより、地域社会のグローバル化及び国際化の充実、発展に寄与することを目的として平成9年5月に設立されたボランティアのグループである。

野田市内に定住する外国人が安心して生活できるように、市民の国際理解を深める事業、外国人への日本語学習支援及び情報提供等による生活支援事業、国際交流に関わる諸団体との協力事業等を行っている。

なお、事務局は野田市企画財政部企画調整課に置かれている。

##### (2) 協会に対する補助金交付手続について

- ① 協会は、令和2年10月5日付けで野田市補助金等交付規則（以下「規則」という。）第3条及び野田市国際交流協会補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第4条の規定に基づき「野田市国際交流協会補助金交付申請書」（交付申請額350,000円）を市長に提出した。
- ② 市長は、規則第4条の規定に基づき交付の決定（交付決定額350,000円）を行い、同年11月9日付けで要綱第5条の規定に基づき「野田市国際交流協会補助金交付決定通知書」により協会に通知した。
- ③ 協会は、前記②の決定を受け、同月16日付けで規則第8条及び要綱第9条の規定に基づき「野田市国際交流協会補助金概算払請求書」（概算払請求額350,000円）を市長に提出した。
- ④ 市長は、前記③の請求を受け、同年12月10日に概算払により同額を協会に交付した。
- ⑤ 協会は、令和3年3月31日付けで補助金交付運用基準（以下「運用基準」という。）7(1)ただし書に基づき「補助事業完了報告書」を市長に提出し、市長は同日、事業の履行確認を行った。
- ⑥ 協会は、同年4月21日付けで規則第9条及び要綱第10条の規定に基づき「令和2年度野田市国際交流協会補助金実績報告書」を市長に提出した。
- ⑦ 市長は、前記⑥の報告を受け、その内容を審査し、規則第10条の規定に基づき交付額の確定（交付確定額97,913円）を行い、同月28日付けで要綱第11条の規定に基づき「野田市国際交流協会補助金交付額確定通知書」により協会に通知した。
- ⑧ 協会は、前記⑦の通知を受け、規則第11条第3項の規定に基づき同年5月18日付けで、概算払の額のうち確定額を超えた額の252,087円を市長に返納した。

##### (3) 補助金交付に関する関係法令等の規定

- ① 地方自治法（昭和22年法律第67号）  
（寄附又は補助）

第232条の2 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

② 野田市補助金等交付規則（平成28年野田市規則第13号）

第1条（略）

（補助金等の額）

第2条 補助金等は、予算の範囲内で交付するものとし、補助金等の交付の対象となる経費のおおむね2分の1を限度とする。ただし、市長が認めるときは、この限りでない。

（交付の申請）

第3条 補助金等の交付を受けようとする者は、補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定等）

第4条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金等の交付の可否及び交付するときにおける補助金等の額を決定し、補助金等交付（不交付）決定通知書により申請者に通知するものとする。

第5条～第7条（略）

（概算払の請求）

第8条 交付決定者は、補助金等概算払請求書を提出することにより、補助金等の概算払を受けることができる。

（実績報告）

第9条 交付決定者は、当該決定に係る事業が終了したときは、速やかに補助金等実績報告書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補助金等の額の確定）

第10条 市長は、前条の実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助金等交付額確定通知書により交付決定者に通知するものとする。

（補助金等の交付等）

第11条 前条の規定による通知を受けた者が補助金等の交付の請求をするときは、補助金等交付請求書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに補助金等を交付するものとする。
- 3 第8条の規定により補助金等の概算払を受けた者は、当該概算払の額が前条の規定により確定した補助金等の額を超えるときは、当該超える額を直ちに返納しなければならない。

第12条（略）

（事業の監査）

第13条 市長は、補助金等の使途の適正を期するため、事業終了後に監査を行うものとする。ただし、必要があると認めるときは、事業終了前に監査を行うものとする。

- 2 前項の監査は、市長が指名する職員に行わせるものとする。

3 前項の規定により監査を行った職員は、速やかに監査報告書を作成し、市長に報告しなければならない。

第14条（略）

③ 野田市国際交流協会補助金交付要綱（平成29年野田市告示第143号）

第1条（略）

（交付対象者）

第2条 補助金の交付の対象となる団体は、野田市国際交流協会とする。

（補助金の額等）

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、国際交流の振興に資する事業に要する経費のうち市長が認めるものとする。

2 補助金の額は、前項に規定する経費の2分の1以内の額とする。ただし、35万円を限度とする。

（交付の申請）

第4条 規則第3条の規定による交付の申請は、野田市国際交流協会補助金交付申請書によるものとする。

（交付の決定等の通知）

第5条 規則第4条の規定による通知は、野田市国際交流協会補助金交付（不交付）決定通知書によるものとする。

第6条～第8条（略）

（概算払の請求）

第9条 規則第8条の規定による概算払の請求は、野田市国際交流協会補助金概算払請求書によるものとする。

（実績報告）

第10条 規則第9条の規定による実績報告は、野田市国際交流協会補助金実績報告書によるものとする。

（補助金の額の確定の通知）

第11条 規則第10条の規定による通知は、野田市国際交流協会補助金交付額確定通知書によるものとする。

（補助金の交付の請求）

第12条 規則第11条第1項の規定による補助金の交付の請求は、野田市国際交流協会補助金交付請求書によるものとする。

第13条（略）

④ 補助金交付運用基準

1・2（略）

3 交付の申請（補助金等交付規則第3条、個別規則等第4条関係）

(1) 補助金の交付申請時には、必ず事業計画書、収支予算書等の書類の提出を求めること。

(2) 事業計画書及び収支予算書は、原則として当該申請を行う団体の総会において承認されたものであること。ただし、総会終了前に補助金の申請が必要な場合は、事業計画書及び収支予算書の案での申請も可能とするが、総会終了後速やかに、承認された収支予算書及び事業計画書の提出を求めること。

- (3) 補助金の充当先を確認するため、事業計画書及び収支予算書のほかに、別に充当状況が確認できる「財源内訳表（予算）」の提出を求めること。
- (4) (略)
- 4 交付の決定等（補助金等交付規則第4条、個別規則等第5条関係）
  - (1) 申請額が予算の範囲内であるか確認を行うこと。
  - (2) 申請内容が提出された事業計画書及び収支予算書と適合しているか、また、個別規則等にあつては補助対象経費に適合しているかの確認を行うこと。
  - (3) 「財源内訳表（予算）」により、補助金がどの補助対象経費に充当されているのかを確認し、申請内容が適正であるか判断すること。
  - (4) 収支予算書に繰越金が計上されている場合は、その額が前事業年度の決算書の額と一致するか確認すること。
  - (5) 交付決定をする時は、支出負担行為決議票の起票を必ず行うこと。
  - (6) 交付決定は、上記(1)～(4)の確認のほかに、「10 事業の監査」により前年度の補助金について監査が終了し、その適正が確認されていなければ行えないものであること。
- 5 (略)
- 6 概算払の請求（補助金等交付規則第8条、個別規則等第9条関係）
  - (1) 補助金の交付は、原則として事業の実施後に行われるものであるが、その交付を受ける団体の運営上の事情等から、概算払いにより補助金の交付を行うことができるものとする。
  - (2) (略)
- 7 実績報告及び補助金等の額の確定（補助金等交付規則第9条及び第10条、個別規則等第10条及び第11条関係）
  - (1) 事業実績報告書は、事業終了後速やかに提出を求めること。その際、収支決算書等の書類を必ず提出をさせること。

ただし、3月1日以降に事業を行った場合又は3月31日までの事業年度に対する運営補助の場合等で、3月31日までに事業実績報告書の提出が困難なときは、事業者に対し3月31日までに「補助事業完了報告書」の提出を求めたうえで、補助対象事業の履行を確認すること。この場合、事業実績報告書は、4月30日までに提出を求めること。
  - (2) 事業実績報告書に添付する収支決算書は、当該事業に係る部分のみのものでの審査も可能であること。
  - (3) 補助金がどの補助対象経費に充当されたか確認するため、事業実績報告書及び収支決算書のほかに、別に充当状況が確認できる「財源内訳表（決算）」の提出を求めること。また、補助対象経費に係る支出の挙証資料の提出も求めること。
  - (4) 実績報告の審査は、交付決定された内容どおり事業が実施されたかを収支決算書等において十分確認すること。確認にあたっては、補助対象経費に不用額が生じていないか又は補助対象経費以外に補助金が充当されていないか等の点に留意すること。

また、一つの科目に補助金と補助金以外の財源（会費等）が充てられている場合の補助金に係る不用額の算出は、原則として、その科目の不用額を補助金と補助金以外の財源との按分により算出すること。ただし、上記によることが困難な場合又は適当でない場合は、事前に財政課と協議すること。

- (5) (略)
- 8 補助金の交付等（補助金等交付規則第11条、個別規則等第12条関係）
- (1) 補助金交付請求書を受領したときは、その額が補助金等交付規則第10条又は個別規則等第11条の規定に基づき確定された額（以下「確定額」という。）であることを確認すること。
- (2) 補助金等交付規則第8条又は個別規則等第9条の規定に基づく概算払を受けていたときは、確定額を超える概算払の額は必ず返納させること。
- 9 (略)
- 10 事業の監査（補助金等交付規則第13条、個別規則等第14条関係）
- (1) 監査は、補助金を交付した団体の総会が終了し決算額が確定した後、速やかに、別添の「補助金交付適正確認書」に基づき行うこと。  
「財務事務の適正執行（通知）」（平成22年10月28日付け野企財第171号）に基づく補助金チェックシートは廃止するので、今後は本運用基準に基づく補助金交付適正確認書による監査とすること。
- (2) 監査は、団体に対し事業実績報告書及び収支決算書の提出を求め、補助金交付適正確認書の内容に基づき実施すること。  
事業実績報告書及び収支決算書（以下この項において「関係書類」という。）は、原則として総会において承認されたものであること。  
ただし、総会終了前の監査が必要な場合（総会終了前に補助金を申請しなければならない事情がある場合）は、案の段階での関係書類での監査が可能である。この場合は、総会終了後速やかに、承認された関係書類の提出を求め、適正であるか確認すること。その結果、疑義が生じる場合は、その後の措置（既決定内容の変更又は取消し）について速やかに財政課と協議すること。
- (3) 監査の実施は、課長及び課長補佐の2名で行うものとする。課長及び課長補佐が配置されていない部署については、管理職1名と4級職の1名で監査を行うことも可能であること。また、課長が団体の事務局長を兼ねている場合は、部長及び次長（次長が団体の事務局長を兼ねている課長と兼務している場合は、部内の他課の課長）で監査を行うものとする。なお、監査は書面によるものとし、不明な点については、必要に応じて団体の責任者に対する聞き取り等による確認又は追加書類の提出を求めることができる。
- (4) (略)

## 2 判断

本件請求は、協会に対する補助金の交付に当たり、規則第9条、第10条及び第13条に規定する事項を適正に行っていないことから、本件支出は違法不当であると主張して、市長に対し損害額97,913円の補填を勧告することを求めるものである。そこで、規則各条に規定する事項が適正に行われているかについて検討する。

### (1) ①及び②の主張について

請求人は①の主張において、野田市国際交流協会補助金に関する一連の行政文書の開示請求を行ったところ、同月29日午前11時50分頃、野田市職員からの架電があり「監査報告書は国際交流協会の総会資料に含まれており、同総会資料を国際交流協会補助金実績報告書（以下、「本件実績報告書」という）の添付資料とし

て提出してもらっているのに監査報告書単独の開示請求は取り下げで欲しい」との教示とお願いを受けた。

尚、取り下げの了承をしたところ野田市総務課によって当該請求についてのみ職権取り下げ処理（強制完了処理）が行われたと主張している。

また、請求人は②の主張において、開示された本件実績報告書に添付された国際交流協会の総会資料には、国際交流協会監事\*\*\*\*\*および同\*\*\*2名による2021年4月14日付での署名押印のある2020年度会計監査結果報告書があったが、これが野田市補助金等交付規則の定める職員が監査し作成した監査報告書ではないことは明らかであると主張している。

規則第13条に基づく事業の監査については、運用基準10(1)に定める「補助金交付適正確認書」により、令和3年4月28日に企画調整課の職員が行ったことを確認した。しかし、企画調整課において、当該確認書により行った監査を、規則第13条に基づく事業の監査として認識しておらず、さらに、請求人が開示請求をした監査報告書は、協会から提出された事業実績報告書の添付資料である「2020年度会計監査結果報告書」のことでありと誤認したことから、上記のような対応により、請求人に開示しなかったものである。

したがって、「2020年度会計監査結果報告書」は規則第13条に基づく監査報告書ではなく、請求人の主張のとおりであると判断する。

(2) ③の主張について

請求人は、監査委員が野田市国際交流協会補助金について規程第3条に規定する監査をしていないことから、監査が適正に行われたとは言えないと主張している。

規程第3条第1項各号は、監査委員が実施する監査等の範囲及び目的を規定しているもので、同条第3号に規定する財政援助団体等監査については、法第199条第7項に規定する監査のことであり、同項には「監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。」と規定されており、全ての団体等の監査を行うものではない。

したがって、規程第3条第3号に規定する監査は、規則第13条に規定する監査とは異なるものであり、監査委員は、必要があると認めるときに実施することができるものことから、請求人の主張は失当である。

(3) ④の主張について

請求人は、仮に野田市補助金等交付規則第13条第2項が定める市長が指名する職員とは監査委員ではなく野田市企画調整課の職員であるとしても、国際交流協会の事務局を同課が務めているのであるから同課の職員による監査ではその監査が適正に行われたとは言えないと主張している。

補助金を交付する際の監査方法については、運用基準10(3)に「課長が団体の事務局長を兼ねている場合は、部長及び次長（次長が団体の事務局長を兼ねている課長と兼務している場合は、部内の他課の課長）で監査を行うものとする。」と定められている。

規則第13条に基づく監査は、企画調整課の職員が実施したことは前記(1)のとおりである。しかし、協会の事務局は企画調整課に置かれていることから、本来、企



画財政部長及び同次長が監査を実施すべきところ、企画調整課長及び同課長補佐が実施していた。協会の事務局が企画調整課に置かれている以上、同課の職員が監査を実施することは、運用基準に反しており、不適切であると判断する。

(4) ⑤の主張について

請求人は、領収書等の書証の添付がない実績報告書では、規則第10条及び第13条の目的を達成することは到底できないから、野田市国際交流協会補助金についての監査に加えて額の確定も適正に行われたとは言えないと主張している。

運用基準7(3)には「補助対象経費に係る支出の挙証資料の提出も求めること。」と定められているが、企画調整課の職員の運用基準に対する理解不足により、協会に対して領収書等の支出に係る挙証資料の提出を求めておらず、協会から提出された事業実績報告書、収支決算書及び財源内訳表(決算)により補助対象経費の妥当性を判断し、補助金の交付額を確定した。

しかしながら、今回の住民監査請求を受け、企画調整課は協会から補助対象経費に係る領収書等を徴取している。その内容は、協会の機関誌の印刷代及び会員に配布する際の送料並びに南部小学校で実施した国際理解教育の際の講師に対する交通費であり、いずれも協会から提出された財源内訳表(決算)との整合性が図られていることを確認している。

以上のことから、協会から事業実績報告書が提出された際に領収書等の挙証資料の提出を求めなかったことは不適切であるといえるが、その後領収書等を徴取し、財源内訳表(決算)との整合性を確認していることから、結果的に補助金の交付額の確定に影響はなかったものと判断する。

なお、協会に対する補助金の支出の不当、違法性については、後記(6)で検討する。

(5) ⑥及び⑦の主張について

請求人は⑥の主張において、国際交流協会も請求人が代表を務める市民活動団体のいずれも野田市市民活動支援センターに登録された同様の任意団体であるにも関わらず、補助金の使途の証明に関して明らかに異なる扱いがされていることとなり、これは憲法が定める平等原則および比例原則に反し違法と言わざるを得ないと主張している。

また、請求人は⑦の主張において、野田市長は野田市国際交流協会補助金の内、領収書等の書証によって使途の証明がされていない交付確定額97,913円に相当する部分について返還を求めていると主張している。

企画調整課の職員が協会から事業実績報告書が提出された際に領収書等の挙証資料の提出を求めなかったことは不適切であるといえるが、これは、企画調整課の職員の運用基準に対する理解不足によるものであり、故意に団体ごとに取り扱いに差異を設けたものでなく、その後協会から領収書等を徴取していることから、憲法に定める平等原則及び比例原則に反し違法とまではいえないと判断する。

また、協会から提出された領収書等により補助金の交付確定額の使途が証明され、結果的に確定した補助金の交付額に差異は生じていないことを確認した。

以上のことから、補助金の返還を求める必要性はないと判断する。

(6) 協会に対する補助金の交付について

要綱第3条には「補助金の交付の対象となる経費は、国際交流の振興に資する事業に要する経費のうち市長が認めるものとする。」と規定されている。

また、法第232条の2は、地方公共団体による補助金等の交付について、公益上の必要性という要件を課している。公益上必要がある場合に該当するか否かの判断に当たっては、様々な行政目的を考慮した政策的な判断が要求されることから、その判断は長の裁量とされているが、事業の目的及び市との関わりの程度、補助金交付の目的及び効果、市の財政状況に与える影響等を総合的に考慮して、客観的にみて公益上の必要性がないと判断される場合には、裁量権の範囲を超えるものとして違法とされる（平成17年11月10日最高裁判所第一小法廷判決参照）。

前記のとおり、協会は野田市内に定住する外国人が安心して生活できるように、市民の国際理解を深める事業、外国人への日本語学習支援及び情報提供等による生活支援事業、国際交流に関わる諸団体との協力事業等を行っている団体である。その活動内容は、野田市総合計画の「第2章 施策の展開方向 基本目標3 豊かな心と個性を育む都市 基本方針3 国際交流の推進」で掲げている基本方針に合致しており、指標・目標値として参加人数の増を掲げている「国際交流フェスタ」の開催主体であり、また、市内小中学校等からの要請により国際理解教育を実施するなど、市民の多文化理解を促進する公益性の高い団体である。

前記(4)のとおり、補助対象経費は機関誌の印刷代及び会員に配布する際の送料並びに南部小学校で実施した国際理解教育の際の講師に対する交通費で、その総額は195,826円であり、一般的には妥当なものと考えられる。さらに、本件支出は補助対象経費の2分の1である97,913円と社会通念上十分に是認し得る金額であると考えられる。

このような補助金交付の目的及び効果、事業の目的及び市との関わりの程度、市の財政状況に与える影響等を総合的に勘案すると、市長が本件支出について公益上の必要があると判断したことには十分な合理性があると認められ、裁量権の範囲を超えて法第232条の2に反し違法又は不当なものではないと判断する。

(7) 本件補助金の支出に係る事務処理について

本件補助金の支出に係る不適切な事務処理については、前記(3)及び(4)のとおりであるが、このことについて検討する。

本件補助金の事務処理については、いずれも手続的な瑕疵であることに過ぎず、判例においても「本件事業における違法は、事前に行うべき変更手続及び県知事による認可を得ないまま変更後の計画に基づく事業に着手したという専ら手続的な瑕疵に過ぎないこと、上記瑕疵は、その性質上これを治癒することが可能なものであって、実際にも、事後的に変更手続及び県知事の認可を得たことにより瑕疵は治癒されたと認められることなどを勘案すれば、本件事業の実施に関して上記の手続的違法が存在したからといって、そのことのみから直ちに、本件事業が全体として違法なものになるとか、本件事業に補助金を支出することに「公益上の必要」がないということとはできない。」（平成16年10月14日福岡高等裁判所判決）とされているところである。

まず、規則第9条の規定に基づく協会からの補助金等実績報告書の提出の際に、補助対象経費に係る支出の挙証資料である領収書等の提出を求めなかったことについては、その性質上これを治癒することが可能なものであり、実際に、後に領収書

等を徴取し、その内容を確認した結果、交付確定額に差異が生じていないことから、その瑕疵は治癒されたと認められる。

次に、規則第13条の規定に基づく監査が、企画調整課長及び同課長補佐によって実施されていたことについては、監査の実施者は不適切ではあるが、監査自体は運用基準10(6)に定められた補助金交付適正確認書により実施されていたことを確認した。

また、本件補助対象事業及び補助金の額は適正であり、市長が公益上の必要があると判断したことには十分な合理性があると認められることは、前記(6)のとおりであることから、市に損害は発生していない。

以上のことを勘案すると、本件補助金の支出が違法又は不当なものであるとはいえないと判断する。

### 3 結論

以上のとおりであるから、本件請求には理由がないものと認め、これを棄却する。

### 4 要望

市政を円滑に進めていく上で、協会を始めとする市民団体が果たす役割は非常に大きく、平素の活動に尽力されていることに敬意を表するものではあるが、これらの活動のために交付する補助金は公金であり、厳正な事務処理が求められることはいうまでもない。しかしながら、本件支出における一連の手続において市側に不適切な事務処理が多々あったことは誠に遺憾である。

一連の不適切な事務処理は、補助金の交付に関する規則等に対する理解不足によることは明白であり、そのことで、請求人が開示請求した際に適切に文書を開示しなかったことに端を発し、請求人が適正に補助金が交付されていないのではないかの疑念を抱くのは当然であるといえる。

このような形式上の誤りが市民の疑念や誤解を誘発する要因となり、市政に対する信頼を失墜させ得ることを関係部局は十分に認識し、今後、内部統制体制を整備して、補助金の交付に留まらず全ての事務手続上のチェックがより実効的なものとなるよう改善を図り、厳正な事務処理に努めるよう要望する。

また、協会の事業規模からすると、既に企画調整課に事務局を置く必要性は希薄であり、野田市国際交流協会会則第17条に規定されているとおり、協会の事務局が企画調整課に置かれているのは暫定的であることから、漫然と事務局を継続するのではなく、今後の事務局の在り方を協会と協議するよう要望する。

※ 個人情報に該当するおそれのある情報は、「\*」で表示している。